

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

資料3

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3.イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進						
(1)創造性の涵養／尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムの効果的な発信方法を検討する。(短期・中期)	内閣府	知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムについて利便性の高い発信方法を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	知財創造教育に関連する教育プログラムの提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
2	知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、知財創造教育を実践する教員を後押しする仕組みや、地域で知財創造教育の普及の拠点となる学校を後押しする仕組みの検討を行う。(短期・中期)	内閣府	知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、知財創造教育の推進拠点となる教員や学校の選定要件等を検討し、その選定手法を整備。	左記の取組に基づき、教員・学校の選定を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		文部科学省				
3	地域主体で知財創造教育を実施するための持続的な推進体制(地域コンソーシアム)を全国で整えるとともに、構築された地域コンソーシアムのフォローアップを行う。(短期・中期)	内閣府	後発4地域(東北、関東、中国、四国)では、地域主体の地域コンソーシアム構築の後押しをする。先行4地域(北海道、中部、近畿、九州)については、新設の地域コンソーシアムについては、昨年度策定した取組のフォローアップを実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4	創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小中高等学校等において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。(短期、中期)	文部科学省	小中高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において、新学習指導要領の趣旨を周知。	引き続き、左記の取組を実施。		
5	将来の教員を志す教育学部の学生等が、知財創造教育を理解し実践できるようにするため、カリキュラムへの導入等に向けた検討を行う。(短期、中期)	内閣府	将来の教員を志す教育学部の学生等が、知財創造教育を理解し実践できるようにするため、大学等と連携して、知財創造教育に関する講義の開催・カリキュラムへの導入検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
6	ICT分野において地球規模の価値創造を生み出すため、「大いなる可能性があり、奇想天外でアンビシャスな技術課題への挑戦」を支援し、上記趣旨に賛同する様々な団体からなる「異能vationネットワーク」等により、全国隔々から異色多様な尖った人材を発掘するとともに、オウンドメディア等を活用し、尖った人材を地球規模で発信する。(短期、中期)	総務省	「大いなる可能性があり、奇想天外でアンビシャスな技術課題への挑戦」への支援とともに、「異能vationネットワーク」の増強及びオウンドメディアによる情報発信の強化により、尖った人材の発掘及び地球規模での展開を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
7	未踏事業、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業などの仕組みを活用し、尖った才能を持つ人材の発掘・育成に取り組む。また、上記のような活動の場について情報収集し、アクセスしやすくするための仕組みを検討する。(短期、中期)	内閣府	関係府省、関係団体、地域コンソーシアム等を通じて、尖った才能を持つ人材の発掘・育成に取り組む活動について引き続き情報収集を行い、効果的な発信方法を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	未踏事業において、尖った技術やアイデアを創出する人材を発掘・育成。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
		文部科学省	グローバルサイエンスキャンパス事業において、卓越した意欲・能力を有する高校生等を幅広く発掘し、年間を通じた高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援することにより、将来グローバルに活躍し得る次世代の傑出した科学技術人材を育成。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
			次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)において、これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、アントレプレナーシップの醸成を促進。 また、EDGE-NEXTに参画していない大学等や起業家育成を支援する個人・企業・団体等を対象として、新たにEDGE-NEXTの枠組みに参画できるコミュニティを設置し、コミュニティ内外への情報発信やマッチング等を通じて、日本全体としてのアントレプレナーシップ醸成とエコシステム構築の加速を図る。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
8	<p>「未来の学び」構築パッケージにおいて、「GIGAスクール構想」の実現パッケージによる「クラウド活用」「高速大容量通信環境」「1人1台学習者用端末」の学校ICT基盤整備を中核として、新しい学習指導要領に基づき、公正に個別最適化され、未来社会を創造する力を育む「未来の学び」の環境整備を省庁横断的に支援する。 (短期、中期)</p>	内閣官房	<p>学校における高速大容量の通信ネットワーク環境と児童生徒一人一台端末の一体的な整備を実施。</p>	<p>左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。</p>		
		文部科学省				
		経済産業省	<p>①AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や利用促進等を通じ、学びの個別最適化の実現に向けた取組を実施。</p> <p>②STEAM教育について、産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランを提示、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築。</p>	<p>内容を随時充実するとともに、全国へ展開。</p>		
		総務省	<p>光ファイバ未整備の学校を有する地域において伝送路設備等の整備を支援。また、関係省庁と連携し、必要に応じた取組を実施。</p>		<p>左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。</p>	
9	<p>多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法(授業目的公衆送信補償金制度)の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。(短期、中期)</p>	文部科学省	<p>令和2年度の円滑な運用のため、リーフレットやQ&Aなどを活用した制度の周知を行うとともに、指定管理団体が行う本制度の運営に対する助言を行う。</p> <p>令和3年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう、教職員を対象とした講習会等により、教育現場に対する周知等を行う。さらに、令和3年度の本格的な運用に向け、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討。</p>		<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
10	AI戦略2019に基づき、実践的なAIスキルを持つ人材を育成するために進めている「AI Quest」(課題解決型AI人材育成事業)では、企業の実際の課題・データを教材にしており、企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討する。(短期・中期)	経済産業省	企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
11	「データ関連人材育成プログラム」において、大学、企業、高等学校等の連携のもと、各分野の博士人材等について、データサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムを開発・実施し、機関間の連携及び他機関への普及・展開を図る全国ネットワークの構築に取り組み、高度データ関連人材の育成と社会の多様な場での活躍促進を図る。(短期、中期)	文部科学省	大学、企業、高等学校等の連携のもと、各分野の博士人材等について、データサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムの開発・実施や高等学校等における探究的な学習の促進に取り組む新規コンソーシアムを選定するとともに、機関間の連携及び他機関への普及・展開を図る全国ネットワークの構築を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(2)産学連携の推進／大学における知財戦略の強化						
12	イノベーションの源泉である産学連携の円滑な実施に向け、大学・企業における産学連携への意識や優先順位等を高めるとともに、産学連携組織の機能強化やその最大限の活用、デジタル時代における価値シフトに対応する大学の知財戦略の見直しなど、大学等で創出される発明等を適切に評価・活用できる知財マネジメントの在り方を検討する。 (短期、中期)	内閣府	我が国の大学等における知財マネジメントの課題を調査分析し、大学等で創出される発明等を適切に評価・活用できる知財マネジメントの在り方を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の記載の充実。また、必要に応じて、上記取組に協力。	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえた取組等の推進。また、必要に応じて、上記取組に協力。		
		経済産業省	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の記載を充実させるとともに、上記検討に参画。	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえた取組等を推進するとともに、上記取組に参画。		
13	遺伝子治療、細胞治療、再生医療、デジタルヘルス、バイオ製品において必要な知財実務について検討するための産学官連携プラットフォームの設立について関係省庁、民間の関係団体と協議を行う。 (短期、中期)	内閣府(科技)	産学官連携プラットフォームの設立。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府(知財)				
		文部科学省	関係府省と連携し、必要に応じて所用の検討を実施。			
		経済産業省				

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
14	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践しているTLO、産業界、大学のネットワーク強化に向けた、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を実施する。(短期)	文部科学省	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実施しているTLO、産業界、大学等のネットワーク強化を図るための事業を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
15	研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質の保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。(短期、中期)	文部科学省	研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質の保証を図るため、その実務能力に関する質保証制度の創設に向けた試行及び検討を関係団体とともに実施。	左記の試行及び検討の結果を踏まえ、認定制度を創設。	2021年度の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
16	企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築(オープンイノベーション機構)、非競争領域における複数企業との共同研究等(OPERA)の実施により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。(短期、中期)	文部科学省	大学において、「オープンイノベーション機構」による支援を通じて企業の事業戦略に深く関わる(競争領域に重点)大型共同研究を集中的にマネジメントする体制を整備するとともに、「産学競争プラットフォーム共同研究推進プログラム」を通じて非競争領域における複数企業との共同研究等を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
17	研究者同士の個人的な連携にとどまらず、大学等と企業が「組織」対「組織」の本格的な連携を行うことを目指した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月)について、産業界向けの記載の充実や、大学等においてボトルネック解消のための処方箋等を補強した「追補版」の策定と普及を通じて、実効性の向上を図る。(短期、中期)	経済産業省	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の記載充実。	「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を踏まえた取組等の推進。		
		文部科学省				

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(3) 地域のエコシステム／中小・ベンチャー企業及び農業分野における知財戦略の強化						
18	「Beyond Limits. Unlock Our Potential. ～世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略～」を踏まえ、都市や大学を巻き込み、起業家教育やアクセラレータ機能を抜本的に強化すること等を通じて、起業家がこれまでの制約を超越し(Beyond Limits)、日本の潜在能力を開放する(Unlock Our Potential)、スタートアップ・エコシステムの拠点形成を推進する。また、研究開発型スタートアップへの効率的・効果的な支援を実施するため、資金配分機関の情報共有や個別施策の相互連携のための協力枠組みを、NEDOオープンイノベーション協議会(JOIC)を活用し、2020年夏頃までに構築する。(短期、中期)	内閣府	スタートアップ・エコシステム拠点都市の公募選定を実施。拠点都市でのアクセラレーションプログラムの実施に向けた調整や関係府省との連携を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		文部科学省	次世代アントレプレナー育成事業において、これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、受講生の拡大や、アントレプレナー育成のロールモデル創出加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、アントレプレナーシップ醸成を促進し、我が国のベンチャー創出力を強化。また、EDGE-NEXTに参画していない大学等や起業家育成を支援する個人・企業・団体等を対象として、新たにEDGE-NEXTの枠組みに参画できるコミュニティを設置し、コミュニティ内外への情報発信やマッチング等を通じて、日本全体としてのアントレプレナーシップ醸成とエコシステム構築の加速を図る。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	関係府省と連携し、必要に応じて所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
19	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、支援期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)	経済産業省	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、支援期間を2019年度の3か月から5か月に延長して充実した支援を受けられるようにし、またプログラム成果に関する事例集等の作成や周知を行うことで、ベンチャーエコシステムにおける知財戦略の構築等を一層支援。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
20	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。(短期、中期)	経済産業省	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、ベンチャー企業の海外展開を支援。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
21	「地域知財活性化行動計画」を改訂し（令和2年度上期公表予定）、地域・中小企業の事業成長につながる知財戦略構築のためのハンズオン支援等を新たに行うことにより、知財の権利取得から戦略的活用までを見据えた、中小企業等に対する包括的な支援を強化するとともに、その普及・活用を推進する。（短期・中期）	経済産業省	令和2年度上期に「地域知財活性化行動計画」を改訂・公表し、地域・中小企業の事業成長につながる知財戦略構築のためのハンズオン支援等を新たに実施。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
22	地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。（短期・中期）	法務省	日本司法支援センターにおいて、国民からの問い合わせに対し、弁護士会、日本弁理士会等の関係機関を紹介する等の協力を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
23	戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を実施。 さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。 併せて、地域経済の中心的な担い手になりうる企業に対し、高付加価値なビジネスモデル創出を促進するため、新商品・サービスのコンセプト立案、市場調査など、地域の中小企業等におけるマーケットイン思考を定着させるための取組を検討する。（短期・中期）	経済産業省	戦略分野の担い手となることが期待される地域の有望企業群（地域中核企業群）に対して、新事業への挑戦を促すために、地域のイノベーションを支える支援機関が連携した支援機関ネットワークを構築し、地域の支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得から、事業体制の整備、事業化戦略の策定、研究開発、販路開拓まで、事業段階に応じた総合的なイノベーション支援を実施。さらに、国際市場に通用する事業等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援。併せて、地域経済の中心的な担い手になりうる企業に対し、高付加価値なビジネスモデル創出を促進するため、新商品・サービスのコンセプト立案、市場調査など、地域の中小企業等におけるマーケットイン思考を定着させるための取組を検討する。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
24	知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。(短期・中期)	経済産業省 金融庁	「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催等、知財金融促進のための包括的な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
25	中小企業等と大企業の知財取引の適正化を図るため、契約のひな形や参考となるガイドラインの作成など、円滑化に向けた環境整備について産業界等の関係者を交えて検討し、結論を得る。(短期・中期)	経済産業省	中小企業等と大企業の知財取引の適正化に向けて、産業界・弁護士・弁理士・大学教授等の有識者と課題や支援策等を議論する検討会を立ち上げる。同会議においては、適正な知財取引の推進のため、①「契約のひな形」・参考となるガイドラインの作成、②支援策や実態把握等の国の役割等について検討を行う。同会議で得られた結論については、着実に実行し、中小企業等と大企業の知財取引の適正化を図っていく。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
26	スタートアップ企業と大企業とのオープンイノベーションを促進するため、契約の留意点をまとめた手引きと標準的なモデル契約書を作成、公表して、普及を図る。(短期・中期)	経済産業省	関係府省と連携し、必用に応じ、所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
27	「農林水産省知的財産戦略2020」で定める戦略の実施期間が5年間であり、2020年に終了するが、今後も知的財産の保護・活用に取り組む必要があることから、農林水産分野における新たな知財戦略の策定に向けて有識者からの知見を収集するなどして検討に着手する。(短期・中期)	農林水産省	新たな知財戦略の策定に向け、検討に着手。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
28	農業分野のデータ・ノウハウ等の農業者の意図しない流出を防止しつつ、農業データの利活用の促進を図るために策定した「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を周知するため、農業者や農機メーカー、ICTベンダ等向けに普及チラシを配布する。あわせて、農業者等からの相談に対応するため、知財総合支援窓口(INPIT)等の活用について相談員へ普及するとともに、関係者を対象とした研修等を実施する。(短期・中期)	農林水産省	農業者や農機メーカー、ICTベンダ等向けの「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」の普及チラシを配布。また、知財総合支援窓口(INPIT)等の活用について農業者等へ普及するとともに、相談員を対象とした研修等を実施。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
29	種苗法改正により、優良品種の海外への流出防止や国内における栽培地域の限定が可能となる予定であることから、新品種を活用した産地づくりが各地域で円滑に進められるよう、育成者権のライセンス手法について調査し、都道府県等の育成者権者や生産者団体への情報提供を推進する。また、登録品種の利用に関する簡易な許諾方法や許諾料の徴収方法について、海外の事例も含めて情報発信を行うとともに、侵害対策の実効性を高めるための措置についても検討を行う。(短期・中期)	農林水産省	農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供により、品種開発者やグローバル産地が連携した一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策等を支援する。また、登録品種の許諾方法の簡素化・利用条件の明確化、登録品種に応じた許諾料の徴収方法、包括的な許諾等のモデル構築に向けた検討、関係者との意見交換を進める。	左記の対策の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
30	種苗法に基づく品種登録審査において、(国研)農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターが行う品種の特性に関する調査が、育成者権者の立証等にも活用されるよう調査の充実を図る。また、海外の品種登録当局の審査における我が国の審査結果活用の促進を通じ、わが国で育成された品種の海外における育成者権の取得を促進させるため、我が国の品種登録審査基準の国際基準への調和を進め、品種登録審査の高度化を図る。(短期・中期)	農林水産省	種苗管理センターにおける病害虫抵抗性等の特殊な検定を含めた栽培試験体制の充実。UPOVテストガイドラインに準拠した品種登録審査基準の見直し。	左記実施状況を踏まえつつ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
31	畜産関係者による長年の改良の努力により付加価値の高まった和牛遺伝資源については、令和2年4月に成立した家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律により、その流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護することに加えて、我が国の貴重な財産である和牛遺伝資源は事業者自らが守るという意識の醸成に向けた取組の充実を図り、これらの取組により不正な海外流出を防止する。(短期・中期)	農林水産省	改正家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の施行準備。	法に基づく施策等を展開し、家畜遺伝資源の流通管理の徹底を図るとともに、知的財産としての価値を保護することに加えて、我が国の貴重な財産である和牛遺伝資源は事業者自らが守るという意識の醸成に向けた取組の充実を図る。		
(4)DXの加速化／AI・データ等の利活用の推進						
32	リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、司令塔機能を含む体制を明確化した上で、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討を行い、結論を得る。(短期、中期)	内閣官房 内閣府 経済産業省 総務省 関係府省	リアルデータをはじめとするデータの利活用を推進するため、司令塔機能を含む体制を明確化した上で、データ・ガバナンスに係るルール整備のあり方について関係府省で検討を行い、結論を得る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
33	デジタル社会構築タスクフォースにおいて整理された共通ルールの社会実装を進めるため、各分野の関係者や関係団体から構成される場を活用するなどして、関係者や関係団体による密な連携を後押しし、共通ルールの各分野における一層の具体化を図る。(短期・中期)	内閣官房	デジタル社会構築タスクフォースにおいて示した取組の方向性を受けて、各分野で具体化していくための枠組みの検討、促進を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
34	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームを相互に連携させることによって多様な技術・サービスを結びつけ、これにより新たな価値を創出することを目的として、特に個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認するものとし、国際標準化に向けた取組を一層推進する。(短期・中期)	総務省	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームの相互連携で多様な技術・サービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認し、社会実装及び国際標準化に向けた取組を一層推進。	左記状況を踏まえ、必要な取組みを引き続き実施。		
35	AI・IoT技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によるスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる。(短期・中期)	経済産業省	2020年度中目途に、紛争解決機能の強化を含め、AI・IoTの時代にふさわしい特許制度の在り方を検討。	検討結果に応じ、適切な措置を実施。		
36	OSSに関する経営上の重要性(価値・リスク)の理解を促し、OSSの活用に対する意識向上のため、「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」(令和2年4月、特許庁)において取り纏めた結果について普及啓発を実施する。(短期・中期)	内閣府 経済産業省	「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」(令和2年4月、特許庁)において取り纏めた結果について、報告書の配布やセミナーでの説明等により、普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
再掲	AI戦略2019に基づき、実践的なAIスキルを持つ人材を育成するために進めている「AI Quest」(課題解決型AI人材育成事業)では、企業の実際の課題・データを教材にしており、企業から課題とデータを円滑に提供してもらうため、ビジネス情報や成果物の扱いなど関連する知財について整理し、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携についても検討する。(短期・中期)	経済産業省	10に記載			
37	農業データ連携基盤の機能を強化・拡張し、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費・輸出までデータ連携を可能とするスマートフードチェーンを構築する。また、異なるITシステム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期・中期)	農林水産省	内閣府戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)により、スマートフードチェーンの構築のための研究を推進。 また、これまでに内閣官房で策定された標準化ガイドラインの普及・展開を図るとともに、畜産分野等について調査を実施し、ガイドラインの充実を進める。	2022年度までにスマートフードチェーンを構築するため、必要な取組を引き続き実施。その後、速やかな社会実装を図る。また、標準化の推進についても左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
再掲	農業分野のデータ・ノウハウ等の農業者の意図しない流出を防止しつつ、農業データの利活用の促進を図るために策定した「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」を周知するため、農業者や農機メーカー、ICTベンダ等向けに普及チラシを配布する。あわせて、農業者等からの相談に対応するため、知財総合支援窓口(INPIT)等の活用について関係者へ普及するとともに、相談員を対象とした研修等を実施する。(短期・中期)	農林水産省	28に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
38	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康寿命延伸等に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、ゲノム医療・AI活用の推進等に向け、2025年度までの工程表に沿って取組を進める。(短期、中期)	厚生労働省	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康寿命延伸等に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、ゲノム医療・AI活用の推進等に向け、2025年度までの工程表に沿って取組を推進。			
39	改正電気事業法案(令和2年通常国会提出)の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、スマートメーターで得られる電力データの利用拡大に向けた取組を進める。なお、制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策には万全を期す。(短期・中期)	経済産業省	改正電気事業法案成立後、制度の詳細設計。	左記の詳細設計を踏まえ、必要な検討・取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(5) 戦略的な標準の活用						
40	<p>技術の社会実装ツールとして、標準を一層戦略的に活用することが重要である。産総研では、2020年度前半に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化する。NEDOにおいては、今年度新規プロジェクトにて、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を意識した活動に取り組む。また、これらの活動について、関係府省と連携し、標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。将来的には、世界の潮流も踏まえつつ、初期需要を創出するための政府調達、製品の市場環境整備のための規制や制度の見直し・構築なども含め、研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることが望ましい。そのため、例えばAI、Beyond5G、スマート農業など特定の分野において関係府省や、各分野の技術と関連する標準等の動向に通じている研究開発法人、並びに、IPA に創設されるデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの総括的な機能を活用するなど、戦略的な標準活用の支援を試行的に実施し、国プロジェクト等における好事例や課題を洗い出し、その後、技術活用支援プラットフォームの実証を行う。そして、国際的な動向を踏まえつつ、ビジョン、コンセプトやアーキテクチャといった俯瞰的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策をとりまとめていく司令塔の機能や体制を構築する。これらに向け、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。(短期・中期)</p>	内閣府	<p>関係府省と連携し、研究開発法人等を活用した戦略的な標準活用支援を試行的に実施し、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。</p>	<p>各省横断的な支援プラットフォームの実証。</p>	<p>左記の取組を踏まえ、司令塔の機能や体制の構築に向け、必要な措置を実施。</p>	
		経済産業省	<p>産総研の「標準化推進センター」を円滑に立ち上げる。NEDO新規プロジェクトにおいて標準等の関係専門家を交えた検討を実施する。これら先行的な事例を国研間で共有できるよう、取り組み事例を整理する等、情報発信を行う。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>		
		総務省	<p>Beyond 5G推進に係る我が国の標準化・知財拠点としての機能を整備。</p>	<p>左記拠点を核に、Beyond 5G推進に係る標準化・知財活動のグローバルかつ戦略的な展開を促進。</p>		
		農林水産省	<p>スマート農業など農業・食品分野における標準化活動を促進。</p>	<p>左記の取組を踏まえ、関係各省とも連携しつつ、標準化活動のグローバルかつ戦略的な展開を促進。</p>		
		関係府省	<p>関連する議論の動向を踏まえ、必要に応じ関係府省において検討。</p>	<p>左記の検討状況をふまえ、必要な取組を実施。</p>		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
41	近年、スマート農業など農林水産・食品分野での工業技術の応用・浸透に伴い、農工融合した分野の技術開発が進展し、また、政府の農林水産物・食品の輸出拡大戦略に基づき、輸出拡大に向けた取組が進められている。我が国の優れた技術や品質が正しく評価されるためには、戦略的な標準化が必要不可欠であり、農林水産・食品分野での標準化の取組強化の重要性が増している。このため、農林水産省及び経済産業省が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、農林水産・食品分野での戦略的な標準化活動を強力に推進する。農林水産・食品分野は、地域の特性にあった取組が重要となる。このため、地域における標準化ニーズが適切に標準化につながるよう、地域レベルの関係機関同士の横のつながり、及び関係独法の本部・支部等組織内の縦のつながりの中での連絡・情報共有・相談体制を構築する。(短期・中期)	経済産業省	農林水産・食品分野での標準化の具体的な取組強化を図るため、農林水産省、経済産業省及び関係独立行政法人等が緊密に連携し、①地域レベルの関係機関同士の横のつながりとともに、関係独立行政法人の本部・支部等組織内の縦のつながりの中での連絡・情報共有・相談体制を構築する、②関係機関・事業者等の標準化の理解促進のため、標準化セミナー等への積極的な参加を促す、③標準化を戦略的に活用できる人材を育成するため標準化人材育成のための研修会等の開催や育成した人材の活用について検討する、④農林水産・食品分野の企業を含め、最高標準化責任者(CSO: Chief Standardization Officer)の設置を働きかけ、戦略的な標準課活動を促す、⑤新市場創造型標準化制度の導入など民間主導の標準化推進の活性化を検討する、等の取組を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
	農林水産省					
再掲	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームを相互に連携させることにより多様な技術・サービスを結びつけ、これにより新たな価値を創出することを目的として、特に個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認するものとし、国際標準化に向けた取組を一層推進する。(短期・中期)	総務省	IoTデバイスが接続される様々なプラットフォームの相互連携で多様な技術・サービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、個人の情報コントロールビリティに着目したプラットフォーム間連携技術を確認し、社会実装及び国際標準化に向けた取組を一層推進。		左記状況を踏まえ、必要な取り組みを引き続き実施。	
42	業界団体等を経ない、中堅・中小企業等による独自の標準化活動について、標準制定を通じた事業拡大効果が大きくなるよう、2020年度から、ビジネス戦略の視点を強化した標準化支援を実施する。(短期・中期)	経済産業省	業界団体等を経ない、中堅・中小企業等による独自の標準化活動について、標準制定を通じた事業拡大効果が大きくなるよう、2020年度から、ビジネス戦略の視点を強化した標準化支援を実施する。		左記状況を踏まえ、必要な取り組みを引き続き実施。	

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(6)オープンイノベーションに向けた知財マネジメントの推進						
43	研究を組織横断的に連携・融合して推進していく組織体制として「融合研究センター／ラボ」を設置する。重点的に取り組むべき社会課題として、「エネルギー・環境制約」、「少子高齢化」、「強靱な国土・防災」を取り上げ、研究開発に取り組む。(短期、中期)	経済産業省	「融合研究センター／ラボ」を新たに設置し、社会課題解決に向けた研究開発を始動。	社会課題・顧客ニーズの多様化や社会情勢の変化を的確に捉え、研究開発の方向性を機動的に見直しつつ、融合研究を推進。		
44	『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。(短期、中期)	経済産業省	『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
45	将来の民間等による自立的な運営を念頭に、「STI for SDGsプラットフォーム」の本格構築および精緻化に向けた調査・分析、国内外ステークホルダーとの協議を引き続き行う。(短期、中期)	内閣府(科技)	2019年度の調査分析事業で得られた知見を踏まえ、オフライン事業化支援活動の精緻化およびオンラインシステムの本格構築を行い、本プラットフォームの有効性を検証することを目的とした実証事業を実施。2022年度以降からの民間企業等による自立的な運営に向け、ビジネスモデルの確立を目指した検討を実施。	オンラインシステムについては、2020年度に続き、システムの拡張を図り、プロトタイプから本番環境に移行。また、オフライン事業化支援については、実証事業等を継続実施するとともに、プラットフォーム運営主体の検討を実施。	2022年度より、民間企業等による自立的な運営を開始。	
		内閣府(知財)	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期		
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
46	当該プラットフォームも活用しながら、国内外の多様なステークホルダーの連携・協働を促し、SDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する。(短期、中期)	内閣府(科技)	「SDGsのための科学技術イノベーション(STI for SDGs)」を推進するため、UNDP(国連開発計画)の「アクセラレータ・ラボ」と連携し、主に途上国におけるSDGs課題を収集。また、国連「パイロット・プログラム」のキーパートナー国として我が国が選定されたことを契機に、世界銀行等と連携し、インド・ケニアのロードマップ策定支援を実施。	2020年度に続き、世界銀行と連携し、インド、ケニア等の途上国におけるSTI for SDGsロードマップの策定・実行支援を行うとともに、国連開発計画と連携し、現地社会課題の情報収集・解決に向けた試行等を実施。	2021年度に続き、世界銀行と連携し、インド、ケニア等の途上国におけるSTI for SDGsロードマップの策定・実行支援を実施。	2022年度までに実施したインド・ケニアへのSTI for SDGsロードマップ策定支援を踏まえ、その他の途上国に対し、同支援を実施。	
		内閣府(知財)	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
		外務省	関係府省と連携し、必要に応じ所用の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
		文部科学省	「STI for SDGs 文部科学省施策パッケージ」を踏まえ、STI for SDGs関係施策を戦略的かつ着実に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
		経済産業省	関係府省と連携し、必用に応じ、所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必用な取組を実施。			
		環境省	関係府省と連携し、必用に応じ、所要の検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必用な取組を実施。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
47	2019年度に「宇宙分野における知財対策と支援の方向性」について報告書としてとりまとめた。2020年度以降は、当該とりまとめを踏まえ、必要な取組を実施するとともに、必要に応じて見直しを行っていく。 (短期、中期)	内閣府 経済産業省	「宇宙分野における知財対策と支援の方向性」を踏まえ、必要な取組を実施するとともに、必要に応じて見直しを実施。			
再掲	中小企業等と大企業の知財取引の適正化を図るため、契約のひな形や参考となるガイドラインの作成など、円滑化に向けた環境整備について産業界等の関係者を交えて検討し、結論を得る。(短期・中期)	経済産業省	25に記載			
再掲	スタートアップ企業と大企業とのオープンイノベーションを促進するため、契約の留意点をまとめた手引きと標準的なモデル契約書を作成、公表して、普及を図る。(短期・中期)	経済産業省	26に記載			

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(7) 価値デザイン経営の考え方の普及と実践の促進						
48	「価値デザイン経営」の考え方をより一層普及させるため、経営デザインシートの活用を広げ、普及の担い手の組織化を推進するとともに、官民における普及のための取組を促進するため、経営をデザインする考え方を普及するための基本指針を2020年度中に整備し公表する。(短期、中期)	内閣府	「価値デザイン経営」の考え方をより一層普及させるため、経営デザインシートの活用を広げ、普及の担い手の組織化を推進するとともに、官民における普及のための取組を促進するため、経営をデザインする考え方を普及するための基本指針を整備し公表。	左記の実施状況を踏まえ、普及の担い手の組織化の推進等必要な取組を実施。		
再掲	『ワタシから始めるオープンイノベーション』の考え方も活用し、個人が内発的動機に基づく自己固有の価値をデザインして事業会社の経営資源を活用しながら事業会社とスタートアップ双方が革新的事業を創造、その継続的自己革新により成長を続けていく環境を提供するハブとなる法人の設立を検討。(短期、中期)	経済産業省 内閣府	44に記載			
49	「価値デザイン経営」の考え方や経営デザインシートとともにローカルベンチマークをより一層普及していくことで、企業等が財務・非財務の両面から組織の経営状態を把握し、現在の組織状況を深く理解し、将来を見据えた戦略立案ができるように促す。(短期、中期)	経済産業省	中小企業等支援策との連携拡充などにより地域企業へのローカルベンチマーク認知度・活用度向上を目指すと共に、経営デザインシートとの一層の連携を図る。	左記の実施状況をふまえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度

(8) 知財の戦略的な活用と社会実装に向けた環境整備

再掲	<p>技術の社会実装ツールとして、標準を一層戦略的に活用することが重要である。産総研では、2020年度前半に「標準化推進センター」を設置し、外部相談や領域横断的なテーマの調整を行う体制を整えるなど取組を強化する。NEDOにおいては、今年度新規プロジェクトにて、標準等の関係専門家を交えた検討を実施し、戦略的な標準の活用を意識した活動に取り組む。また、これらの活動について、関係府省と連携し、標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。将来的には、世界の潮流も踏まえつつ、初期需要を創出するための政府調達、製品の市場環境整備のための規制や制度の見直し・構築なども含め、研究開発の構想段階から、標準や知財の活用が全体戦略の視点で検討されることが望ましい。そのため、例えばAI、Beyond5G、スマート農業など特定の分野において関係府省や、各分野の技術と関連する標準等の動向に通じている研究開発法人、並びに、IPA に創設されるデジタルアーキテクチャ・デザインセンターの総括的な機能を活用するなど、戦略的な標準活用の支援を試行的に実施し、国プロジェクト等における好事例や課題を洗い出し、その後、技術活用支援プラットフォームの実証を行う。そして、国際的な動向を踏まえつつ、ビジョン、コンセプトやアーキテクチャといった俯瞰的な視点から全体構造のあるべき姿を考え、実現方策をとりまとめていく司令塔の機能や体制を構築する。これらに向け、今後の取り組み方針を2020年度中にまとめる。(短期・中期)</p>	内閣府	40に記載
		経済産業省	
		総務省	
		農林水産省	
		関係府省	

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
再掲	AI・IoT技術の進展に伴い、様々なビジネスモデルが登場し、新たな紛争処理や権利保護のニーズ等が高まり、さらに、オープンイノベーションの進展によるスタートアップ等の役割が高まっている。このような状況を踏まえて、AI・IoT技術の時代にふさわしい、紛争解決機能の強化を含む特許制度の在り方を検討し、必要な施策を講じる。(短期、中期)	経済産業省	35に記載			
50	中国、韓国及びASEAN諸国を含むアジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やそのフォローアップ等を目的とするセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることに加え、欧米諸国の司法関係者とも知財関係紛争をテーマとする国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、さらに、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業等に知財関係紛争の解決に関する情報を提供する。(短期、中期)	法務省	知財関係紛争の円滑な解決をテーマとする国際会議・セミナーを開催。	左記の国際会議等を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議等を実施。	左記の国際会議等を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議等を実施。	左記の国際会議等を踏まえ、引き続き知財関係紛争の解決をテーマとする国際会議等を実施。
		経済産業省				
51	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして引き続き実施する。(短期、中期)	法務省	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして引き続き実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省				

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
52	知財紛争等の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、ADR認証申請に係る審査を適正に処理するとともに、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周知・広報や認証ADR事業者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進めることにより、ADRの一層の拡充及び活性化を図る。(短期、中期)	法務省	知財紛争等の当事者がその解決を図るのにふさわしい紛争解決手続を容易かつ安心して選択・利用できるよう、ADR認証申請に係る審査を適正に処理するとともに、認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等に関する周知・広報や認証ADR事業者と関係機関との連携の円滑化等の取組を進めることにより、ADRの一層の拡充及び活性化を図る。	引き続き、左記の取組を実施。		
再掲	地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制の充実を図る。(短期、中期)	法務省		22に記載		
53	我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正の概要情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。(短期、中期)	法務省	我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正概要情報等の迅速な提供を行うとともに、ユーザーの声を踏まえた利便性の高い利用環境の整備(AIの活用を検討等を含む。)を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		
54	我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。(短期、中期)	法務省	外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することを可能とする外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)改正法案の成立を受け、その円滑な施行に向けた取組を行う。	左記の措置を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
55	成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。(短期・中期)	法務省	JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を通じて、インドネシア最高裁判所及び同国法務人権省の職員等を対象とした本邦研修、現地セミナー等を実施。同プロジェクトの進展状況を踏まえ、関係機関と連携しつつ必要な支援を実施。 JICA「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト」において、大学教授、元裁判官等で構成する支援委員会を軸に、日弁連知財センターなどとも連携し、ミャンマー連邦最高裁判所及びミャンマー連邦法務長官府の司法関係者等を対象として、知的財産裁判制度構築及び充実にに向けた人材育成支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		外務省	ODAによる取組としては、今後も知財関連法や下位法令の整備、裁判所や特許庁における運用改善に対する支援を行うほか、人材育成の一環としてアジアの国々を中心に、知的財産権に関連した研修等を継続していく。(短期、中期)	引き続き、左記の取組を実施。		
56	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設け、外国における紛争解決インフラの取組の動向等をも踏まえつつ、継続的な実務協議を通じて経済界等の利用者ニーズの的確な把握に努め、紛争解決インフラの一層の充実・強化に向けた検討を進める。(短期、中期)	法務省	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設けて、実務協議を継続開催し、利用者ニーズの的確な把握に努め、必要な検討を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4.CJ戦略の実行						
(1)総論:CJ関連分野の存続を図る						
57	甚大な被害を受けているCJ関連分野の存続を確保し、そこで活躍している人々の雇用を確保するため、新型コロナに関する緊急経済対策等を着実に実施するとともに、反転攻勢に向けてイベントの開催支援等必要な支援を実施する。また、必要な方々に必要な支援措置が講じられるよう、経済対策等の内容や手続き等について分かりやすい発信を工夫する。(短期、中期)	内閣府	新型コロナに関する緊急経済対策等を着実に実施するとともに、反転攻勢に向けてイベントの開催支援等必要な支援を実施する。また、経済対策等の内容や手続き等について分かりやすい発信を工夫する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		関係府省				
58	CJ関連分野の存続を図り、新型コロナの収束後に適切かつ効率的な反転攻勢を行うために必要な措置について、ニーズを十分に聴取し、業界の特性を踏まえつつ検討する。(短期、中期)	内閣府	CJ関連分野の存続を図り、新型コロナの収束後に適切かつ効率的な反転攻勢を行うために必要な措置について、ニーズを十分に聴取し、業界の特性を踏まえつつ検討する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		関係府省				
59	新型コロナが世界に及ぼす影響について、国や地域による差異を意識しつつ、デジタル化を始めとする社会の変化、人々の思考・行動の変化、世界から見た日本のブランドイメージの変化等幅広い観点から調査・分析し、CJ関連施策の企画立案や実施に活用する。(短期、中期)	内閣府	新型コロナが世界に及ぼす影響について、幅広い観点から調査・分析し、CJ関連施策の企画立案や実施に活用する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		関係府省				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
①柔軟性の確保						
60	新型コロナの影響によりCJを取り巻く環境が大きく変化する中で、CJの取組を適切に実施するため、CJ戦略会議等の枠組みを通じ、CJ関連施策の柔軟性を確保する。	内閣府	新型コロナの影響を十分に分析しつつ、CJ戦略会議等の枠組みを通じて関係省庁等が十分に連携を図りながら、CJ関連施策の柔軟性を確保する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
②世界の視点						
61	CJ関連施策に世界の視点を取り入れるため、CJ関連施策に対し可能な限り幅広く外国人有識者等の参画を促す。内閣府は、関係府省・関係機関と連携しつつ、様々な分野における外国人有識者等の情報を整理し、関係府省・関係機関で共有する。(短期、中期)	内閣府	CJ関連施策に対し、CJアンバサダーの認定やCJ関連事業に係る有識者会議等、可能な限り幅広く外国人有識者等の参画を促す。内閣府は、関係府省・関係機関と連携しつつ、様々な分野における外国人有識者等の情報を整理し、関係府省・関係機関で共有する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
		外務省	外国メディアの記者やテレビチームを日本に招へいし、関係府省・関係機関と連携しつつ、我が国政策を含む幅広い分野に関する取材機会を提供し、日本の魅力及び日本に関する正しい情報を効果的に海外で発信する。	引き続き、左記の取組を実施。		
62	外国人を対象としたイベント等におけるアンケート調査等により、世界の視点やトレンドの変化等に関するデータを収集し、関係省庁が連携しつつ分析し、その結果を共有する。(短期、中期)	関係府省	外国人を対象としたイベント等におけるアンケート調査等により、世界の視点やトレンドの変化等に関するデータを収集し、関係省庁が連携しつつ分析し、その結果を共有する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
③持続性の確保						
63	CJの取組に対し民間事業者等のより積極的な参画を促すため、CJ官民連携プラットフォーム等も活用しつつ、オンラインも含めた情報共有の場を構築するとともに成功事例の普及等を行う。(短期、中期)	内閣府	CJの取組に対し民間事業者等のより積極的な参画を促すため、CJ官民連携プラットフォーム等も活用しつつ、オンラインも含めた情報共有の場を構築するとともに成功事例の普及等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
64	CJ関連施策の実施に際しては、可能な限り幅広い関係者の参画を促すとともに、実施主体の体制や将来的な計画を確認する等持続性の確保に配慮する。(短期、中期)	内閣府	CJ関連施策の実施に際しては、可能な限り幅広い関係者の参画を促すとともに、実施主体の体制や将来的な計画を確認する等、持続性の確保に配慮する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
④発信力の強化						
65	官民連携PF等の場を活用し、情報発信のベストプラクティスを展開すること等により、民間事業主体による自発的かつ積極的な発信を促す。また、民間のサービスの協力も得つつ、これらの活用方法について啓発を行う。(短期、中期)	内閣府	官民連携PF等の場を活用し、情報発信のベストプラクティスを展開すること等により、民間事業主体による自発的かつ積極的な発信を促す。また、民間のサービスの協力も得つつ、これらの活用方法について啓発を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
66	官民連携PF等の場を活用し、世界におけるコミュニケーションのトレンドやそれを踏まえた適切な情報発信の在り方について広く啓発を行う。(短期、中期)	内閣府	官民連携PF等の場を活用し、世界におけるコミュニケーションのトレンドやそれを踏まえた適切な情報発信の在り方について広く啓発を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度

(2)個別分野:反転攻勢に向け、既存の施策を柔軟に活用

食

67	「食」が持つ高い訴求力を活用し、訪日外国人が「食」をきっかけにして日本の様々な分野に関心を持ち、幅広い分野や地域への利益を持続的にもたすため、持続性の確保を意識しつつ、「食」と異業種や他地域との連携を強める取組を実施する。(短期、中期)	農林水産省	訪日外国人旅行者の主な観光目的である「食」と滞在中の多様な経験を組み合わせ、「食」の多様な価値を創出するとともに、帰国後もレストランや越境ECサイトでの購入等を通じて我が国の食を再体験できるような機会を提供することで、輸出拡大につなげていくため、「食かけるプロジェクト」の取組を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
68	地域の歴史や特色を反映した多様性を持ち、地域活性化にもつながる大きな可能性がある「食」について、その魅力を更に磨き上げるとともに食文化の振興を図り、食・食文化を一体とした日本ブランドとして、海外にむけてデジタル時代に応じた効果的な発信をする取組を支援する。(短期・中期)	農林水産省	増大するインバウンドを国産農林水産物・食品の需要拡大や農山漁村の活性化につなげていくため、農泊と連携しながら、地域の「食」や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなす取組を「SAVOR JAPAN」として認定し、一体的なブランドで海外に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	関係省庁と連携し、食文化の振興方策について検討する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
69	海外において、日本食・食文化の発信拠点の拡大と日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、日本に興味がある外国人や訪日経験のある外国人等が日本の食を体験できる「日本産食材サポーター店」の拡大・強化に取り組む事業者等への支援を行うとともに、日本産食材サポーター店の検索や海外の日本食料理人、日本食レシピなどを総合的に海外へ発信する取組を実施する。(短期・中期)	農林水産省	日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、「日本産食材サポーター店」として認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を実施する事業者への支援を行うとともに、日本産食材サポーター店や日本食料理人、日本食レシピ等の日本食・食文化に関する情報を総合的に海外へ発信するポータルサイト「Taste of Japan」の運用・改善を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
日本産酒類						
70	日本産酒類と他業種の連携の更なる促進や地理的表示(GI)の活用等により、日本産酒類のブランド化や輸出拡大を図る。(短期、中期)	財務省	日本産酒類と他業種の連携の更なる促進や地理的表示(GI)の活用等を行う。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
		関係府省				
71	日本産酒類の販路拡大支援や国際的プロモーション、新商品開発への技術支援等により、輸出の拡大を図る。また、事業者自身によるブランド化に関する取組を支援する。(短期、中期)	財務省	日本産酒類の販路拡大支援や国際的プロモーション、新商品開発への技術支援等を行う。事業者自身によるブランド化に関する取組を支援する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
72	インバウンドにより輸出の拡大を図るため、酒蔵ツーリズムを推進する。その際、酒蔵の持つ文化的側面を意識しつつ、地域全体への幅広い裨益等に留意した、酒類事業者自身による酒蔵ツーリズムに関する取組を支援する。併せて、インバウンド旅行者にとっての利便性向上や発信力強化に向けた検討も行う。(短期、中期)	財務省	酒蔵の持つ文化的側面を意識しつつ、地域全体への幅広い裨益等に留意した、酒類事業者自身による酒蔵ツーリズムに関する取組を支援する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
		国土交通省	国税庁と連携しつつ、酒蔵ツーリズムを推進する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
イベント・エンターテインメント						
73	増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション(翻訳等)の支援を行う。(短期、中期)	経済産業省	音楽、演劇等の国内公演及び当該公演の収録映像を活用した動画配信による日本発のコンテンツのプロモーションや、コンテンツ全般の海外展開のためのプロモーション(国際見本市出展等)及びローカライゼーションの支援を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
74	新型コロナにより甚大な影響を受けたイベント・エンターテインメント業等において、感染症流行の収束状況を見極めつつ官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施する。(短期)	内閣官房 経済産業省 国土交通省 農林水産省 文部科学省	新型コロナウイルスの影響を受けた地域における需要喚起と地域の再活性化を目指す。			
75	新型コロナの影響を受けた分野全体の振興や強靱化に向けて、寄付による支援の取組の円滑化や創造活動の継続などを支援する。(短期、中期)	文部科学省 関係府省	新型コロナの影響を受けた分野全体の振興や強靱化に向けて、寄付による支援の取組の円滑化や創造活動の継続などを支援する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
76	イベント、ステージ等の再開に向け、感染拡大を防止するためのガイドラインの策定・普及を支援する。(短期)	文部科学省	ガイドラインを策定する団体の求めに応じ、適切な助言を行う。			
		経済産業省				
		厚生労働省				
		関係府省				
77	夜間・早朝における質の高いコンテンツの創出や発見に向け、マネタイズ面も含めた支援を実施する。(短期、中期)	国土交通省	地域の観光資源を活用した夜間・早朝の体験型コンテンツの造成・発信に向け、地域の関係者等と連携した実証事業を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
78	夜間コンテンツを適切に発信するため、JNTOのサイトや民間のプラットフォーム事業者の協力も得つつ、適切な発信を行う。(短期、中期)	内閣府	夜間コンテンツを適切に発信するため、JNTOのサイトや民間のプラットフォーム事業者の協力も得つつ、適切な発信を行う。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		国土交通省	地域の観光資源を活用した夜間・早朝の体験型コンテンツの造成・発信に向け、地域の関係者等と連携した実証事業を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
老舗						
79	京都府の取組も参考に、CJの観点からプロモートすべき「老舗」を定義し、そのデータベース化を進めるとともに、表彰や顕彰制度の設立、海外への発信の在り方、地方自治体との連携等を含め、そのプロモーションの在り方について検討する。(短期、中期)	内閣府	CJの観点からプロモートすべき「老舗」を定義し、データベース化を進め、そのプロモーションの在り方について検討する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
建築、デザイン、アート						
80	建築、デザイン、アート等の分野について、若者の支援や、海外展開の支援の在り方について議論する。 (短期、中期)	内閣府	建築、デザイン、アート等の分野について、若者の支援や、海外展開の支援の在り方について議論する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
81	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等を踏まえ、建築設計業務など品質を適切に評価することが必要な業務については、質的な評価により設計者を選定することを徹底する。そのうえで、発注者の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、品質を評価すべき知的・創造的業務の明確化など会計法、地方自治法などに基づく公共調達制度や運用の見直しを検討する。 (短期、中期)	総務省	発注者の取組状況の把握等を行う。		左記の取組状況などを踏まえ、必要に応じ、公共調達制度や運用の見直しを検討。	
		財務省				
		国土交通省	建築設計業務における質的な評価による設計者選定の地方公共団体等への普及に資するよう、プロポーザル方式等の国土交通省における運用を解説した資料を周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
コンテンツの活用						
82	国内外における「コンテンツ」活用によるブランド価値の向上等の成功事例を調査し、他産業への横展開を図ることで、「コンテンツ」の価値に対する理解を深める。(短期、中期)	内閣府	国内外における「コンテンツ」活用によるブランド価値の向上等の成功事例を調査し、他産業への横展開を図ることで、「コンテンツ」の価値に対する理解を深める		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
83	コンテンツ産業と他産業のマッチングに向けた取組を支援するとともに、優れた取組を表彰・紹介することで、コンテンツ分野と他産業との連携を促進する。(短期、中期)	内閣府	CJマッチングアワード等の異業種等が連携したベストプラクティスを表彰するなどの取組を通じて、コンテンツ分野と他産業との連携を促進する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
84	ロケ誘致を活用した訪日プロモーションを効果的に実施し、ロケ誘致の効果を高める。その際、ロケ地のみならず地域の様々な魅力との連携を通じ、ロケ誘致の効果を幅広く地域にもたらすことを特に意識する。(短期、中期)	内閣府	関係府省・関係機関との連携を図りながら、ロケ誘致を活用した訪日プロモーションを効果的に実施し、地域の様々な魅力発信を通じて、ロケ誘致の効果を幅広く地域にもたらすことを目指す。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		国土交通省				
		外務省				
		経済産業省				
85	地方自治体によるロケ誘致の取組を促進するため、佐賀県等ロケ誘致の実績のある自治体とともに成功事例創出に向けた取組を行い、幅広く関係者に共有する。その際、異業種や地域内・地域間の連携を意識することで、ロケ誘致による利益を幅広く還元することを意識する。(短期、中期)	内閣府	地方版クールジャパン推進会議をロケ誘致等のテーマで佐賀県等で開催する。会議では、ロケ誘致の効果や、ロケ誘致がもたらす地域等への利益について議論し、幅広く関係者に共有する。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
文化財等の活用						
86	東京2020大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開・発信するとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信することにより、地域活性化及び地方への誘客を図る。(短期、中期)	文部科学省	関係機関と連携して、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開する。特に、中核的事業である「日本博」では、各地域が誇る文化観光資源を年間通じて体系的に展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行う。 また、試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省				
87	文化観光推進法に基づき、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス環境等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援し、文化施設の機能強化やさらには地域が一体となった文化観光の推進を図る。また、その際、開館時間の柔軟な運用も含めた国立文化施設の取組や好事例の展開により、各地域・館の適切な取組を促進する。(短期、中期)	文部科学省	文化観光推進法の拠点計画又は地域計画に基づき実施される、文化施設における文化資源の磨き上げ、多言語・Wi-Fi・キャッシュレス環境等の利便性向上、学芸員等の専門人材の確保等の取組を支援する。また、開館時間の柔軟な運用など、国立文化施設の取組や好事例の展開により、各地域・館の適切な取組を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国土交通省				
		内閣府	開館時間の柔軟な運用も含めた国立文化施設の取組や好事例を展開し、各地域・館の適切な取組を促進。			
88	文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める。(短期、中期)	文部科学省	デジタル技術等先端技術を活用した文化財の高精細画像等のデータやレプリカ、VR等コンテンツを取得・制作し、関係府省と連携しつつ、日本文化の魅力を発信する取組を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府				

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
国立公園						
89	国立公園において、関係自治体や関係府省、民間事業者との連携を図りつつ、利用拠点の上質化、コンテンツの磨き上げ等の受入れ環境整備に加え、二次交通の改善や広域的な連携・周遊利用の促進、地場産品の活用等の取組を進め、国立公園を中心とした様々な分野や周辺地域への裨益効果の向上を図る。また、先進的に取組を進めている8公園での成功事例をその他のエリアに横展開し全国的に取組を進める。(短期、中期)	環境省	関係機関や民間事業者と連携し、民間活用を前提とした廃屋撤去等による利用拠点の上質化、体験型コンテンツの充実、二次交通の改善、地場産品等の活用促進の支援等の取組を実施。		左記の実施状況や国立公園における2021年以降の取組方針検討を踏まえ、必要な取組を推進。	
90	個々の国立公園の特徴を踏まえ、VR等の新しいデジタル技術等も活用し、国立公園の魅力を効果的に発信する。また、JNTOサイトとの連携による海外への情報発信に加え、訪日外国人を含め国立公園利用者が自ら発信できるような環境の整備等により発信力を強化する。(短期、中期)	環境省 国土交通省	国立公園サイトの充実やデジタルマーケティング等を通じて、より効果的・効率的な情報発信を実施。		左記の実施状況や国立公園における2021年以降の取組方針検討を踏まえ、必要な取組を推進。	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域の魅力による成功事例の横展開						
91	錦鯉の魅力を効果的に発信することで、インバウンド誘客を更に進める。その際、錦鯉のみならず、産地の他の魅力や、産地以外の近傍地域との連携を意識することで、錦鯉による裨益を幅広い地域にもたらすことを意識する。(短期、中期)	内閣府	錦鯉の魅力について、関係府省・関係機関、業界団体と連携しつつ効果的に発信することで、錦鯉の認知度向上に取り組み、インバウンド誘客を更に進める。その際、錦鯉のみならず、産地の他の魅力や、産地以外の近傍地域との連携を意識することで、錦鯉による裨益を幅広い地域にもたらすことを意識する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
		国土交通省	訪日プロモーション事業において、クールジャパン資源である錦鯉や産地の他の魅力等を戦略的に発信。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		外務省	関係府省と連携し、錦鯉に関連する日本の魅力を発信。日本ブランド発信事業においては、錦鯉の専門家を海外に派遣予定。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
92	錦鯉の生産力を向上させるため、農地の更なる柔軟な活用を検討する。(短期、中期)	内閣府	錦鯉の生産力を向上させるため、農林水産省と連携しながら、農地の更なる柔軟な活用を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施		
		農林水産省	農地を養鯉池等に活用する場合の一時転用許可の取扱いの明確化に向けた検討を進める。			
93	知的財産の側面から錦鯉の適切な利活用を支援するため、錦鯉の生産技術や飼育技術等の分析、知的財産としての保護及び利用の在り方について、問題点を整理する。(短期、中期)	内閣府	知的財産の側面から錦鯉の適切な利活用を支援するため、錦鯉の生産技術や飼育技術等の分析、知的財産としての保護及び利用の在り方について、関係府省と連携しつつ、問題点を整理。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施		
		農林水産省	日本の錦鯉のブランド化を推進するための方策を業界団体と一体となり検討。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
官民連携PF						
94	幅広い分野から官民連携PFの会員を募り、官民連携PFを拡大するとともに、会員間の意見交換等の取組を通じ、CJの取組の基盤を強化する。(短期、中期)	内閣府	CJの取組にとって必要な分野から幅広く会員を募る。また定期的なイベントに加え、オンライン会議等も活用して会員の意見交換を促し、新たな連携に向けたマッチングの機会を創る等、CJの取組の基盤を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
95	官民連携PF会員間の情報流通を強化し、CJに関する方針や考え方、世界のトレンドの移り変わり等を共有することでCJの取組を強化する。(短期、中期)	内閣府	CJアンバサダーや地域Pの知見や発信力を活用し、CJに関する方針や世界のトレンド等の情報を広く流通させることで、CJの取組みを強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
96	CJアンバサダーや地域Pの活用を含め、官民連携PFの活性化を図るため、官民連携PFの事務局的な機能も有する組織を設立する。(短期、中期)	内閣府	事務的な組織の機能や必要とするリソース等に関して、有識者と意見交換を実施し、立ち上げに向けた検討を加速させる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
関係省庁・関係機関が有する海外拠点の活用						
97	在外公館等の発信力を強化するため、コンテストの開催や官民連携PF会員と連携しつつ、在外公館等において日本の魅力に関する動画等を活用して、CJについて発信する。その際、在外公館等における柔軟な利活用を可能にするよう、著作権等の取扱について配慮する。(短期、中期)	内閣府	コンテストの開催や官民連携PF会員と連携しつつ、在外公館で行われているレセプション等において日本の魅力に関する動画等を活用して、CJについて発信する。その際、在外公館等における柔軟な利活用を可能にするよう、著作権等の取扱について配慮。	引き続き左記の取組を実施。		
		外務省	内閣府等との連携に努めつつ、在外公館を通じてCJをはじめとした日本の魅力を発信。	引き続き左記の取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
98	ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商流等の確保に留意する。(短期、中期)	外務省	民間企業、関係省庁・機関、関係団体、地方自治体等と連携し、ビジネスマッチングや日本産品の販売促進にもつながり得るイベント等の実施に向け準備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		内閣府	CJに関する発信にあたり、ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商流等の確保に留意。			
99	海外において長期間商業活動等を実施している在留邦人のネットワークや知見を活用し、日本の民間事業者による海外展開の支援を行うための方法について検討する。(短期・中期)	内閣府	海外において長期間商業活動等を実施している在留邦人のネットワークや知見を活用し、日本の民間事業者による海外展開の支援を行うための方法について、関係府省・関係機関の活用も含めて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				

株式会社海外需要開拓支援機構による資金提供

100	CJ政策全般の方向性や考え方等についてCJ機構との意見交換等を通じて意思疎通を図るとともに、官民連携PF等も活用しつつ、世界の視点や新たな取組等に関する情報をCJ機構に提供し、CJ機構の投資判断を支援する。(短期、中期)	内閣府	CJ政策全般の方向性や考え方等についてCJ機構との意見交換等を通じて意思疎通を図るとともに、官民連携PF等も活用しつつ、関係省庁と連携しながら、世界の視点や新たな取組等に関する情報をCJ機構に提供し、CJ機構の投資判断を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省				
101	CJ機構の既投資案件について、官民連携PF会員等と協力しつつ、優良コンテンツの紹介を通じたマッチングの協力など、そのバリューアップを支援する。(短期、中期)	内閣府	CJ機構の既投資案件について、官民連携PF会員等と協力しつつ、優良コンテンツの紹介を通じたマッチングの協力など、そのバリューアップを支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
5.コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築						
(1) デジタル時代のコンテンツ戦略						
再掲	増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション（翻訳等）の支援を行う。（短期、中期）	経済産業省		73に掲載		
再掲	多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法（授業目的公衆送信補償金制度）の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。（短期、中期）	文部科学省		9に掲載		
102	コンテンツ産業のサプライチェーン全体の生産性向上を図るため、コンテンツの生産・流通工程におけるデジタルツールの開発・導入を支援する。（短期、中期）	経済産業省	コンテンツ制作の生産性向上に資するシステムの開発・実証支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
103	映像産業の持続可能な業界構造への転換を図るため、制作に係る取引の適正化や、就業環境等の向上に向けて、必要に応じて放送コンテンツやアニメの下請ガイドラインの改訂・周知及び遵守徹底の働きかけを行うとともに、映画産業等について業界における自律的な仕組みの構築について検討する。 (短期、中期)	経済産業省	コンテンツ制作における取引適正化を図るため、必要に応じてアニメ等の下請ガイドラインの改訂・周知及び遵守徹底の働きかけを行う。映画産業について制作に係る取引の適正化や、就業環境等の向上に向けて業界における自律的な仕組みの構築について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		総務省	良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を改訂するとともに、製作現場への周知及び遵守徹底を図る。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
		関係府省	制作に係る取引の適正化や就業環境等の向上に向けた取組等について検討。	左記の実施状況を踏まえ必要な取組を実施。		
104	アニメーション分野の人材育成のため、若手及び中堅の制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品制作を通じた技術継承プログラム、就業者を対象とした技術向上教育プログラム及び業界志願者を対象とした基礎教育プログラムについて、実践的な調査研究を行う。(短期、中期)	文部科学省	アニメーション分野の人材育成のため、若手及び中堅の制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品制作を通じた技術継承プログラム、就業者を対象とした技術向上教育プログラム及び業界志願者を対象とした基礎教育プログラムについて、実践的な調査研究を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
105	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期、中期)	文部科学省	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供するとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
106	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、放送局、関係府省、自治体、地場産業等が連携して、地域の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送局等と共同制作し、海外で放送・配信する取組等を支援することや、海外の放送局と連携して、国際的に影響力のある放送メディアを通じて、日本の現状や魅力を世界に広く集中的に発信等する取組を行うことにより、地域への訪日外国人観光客の増加、地域産品の販路拡大を推進し、これらを通じた地域活性化につなげる。(短期、中期)	総務省	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、放送局、関係府省、自治体、地場産業等の関係者が幅広く協力し、訪日外国人観光客の増加や地場産品等の販路拡大を通じ、地域活性化等に資する放送コンテンツを海外と共同制作し、海外で放送・配信する取組等を支援することや、海外の放送局と連携して、国際的に影響力のある放送メディアを通じて、日本の現状や魅力を世界に広く集中的に発信等する取組等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
107	商業ベースでは日本のコンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等が無償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。(短期、中期)	外務省	国際交流基金を通じ、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的とし、一度失うと獲得するのが困難な放送枠を維持しつつ、継続的に日本の放送コンテンツを提供し続けることで、日本文化へのアクセスが困難な国・地域において爆発的に日本ファンを獲得。加えて、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場構造の調査及び現地テレビ局の番組購入意思の調査等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
再掲	東京2020大会を契機として、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開・発信するとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信することにより、地域活性化及び地方への誘客を図る。(短期、中期)	文部科学省 関係府省	86に記載			

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
108	デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	内閣府	知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方についての具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省で更に検討を深めるべき事項について、それぞれ速やかに検討を進める。	2020年度及び2021年度の検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		文部科学省				
		経済産業省				
109	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。(短期・中期)	文部科学省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		総務省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改革を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進める。			

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期		
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
110	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020年内に結論を得て、2020年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターへの支援・育成策等については、知的財産戦略本部の下に設置された検討体などにおいて検討を進め、可能なものから順次、策を講じる。				
		内閣府					
		総務省					
		経済産業省					
		文部科学省	私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、可能な限り早期に必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
		内閣府					
		総務省					
		経済産業省					

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
111	音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業の成果を踏まえ、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施し、コンテンツの利活用を促進するための権利処理プラットフォームの更なる充実を図るための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省	著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施。	前年度の調査研究結果を踏まえたシステム設計を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
112	デジタル空間とフィジカル空間との融合の進展を踏まえ、VR等の先進技術を活用したデジタル商談会の実施やデジタル・コンテンツの開発・制作の支援を行う。(短期、中期)	経済産業省	VR/XR等の先進的なデジタル・コンテンツの開発・制作を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
113	映像等を活用した企業ブランドの価値向上を促す観点から、企業のコミュニケーションツールとして映像コンテンツの活用を促すため、顧客の共感を生むようなデジタル配信を念頭においたブランデッドコンテンツの制作等を支援する。(短期、中期)	経済産業省	企業ブランディングに資するデジタル配信を念頭においたストーリー性のある映像の制作・発信の支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
114	eスポーツ産業の健全かつ多面的な発展のため、関連する制度・政策分野における位置づけに関して関係府省において検討を進めるなど、必要な環境整備を図る。(短期、中期)	関係府省	eスポーツ産業の健全かつ多面的な発展のため、関連する制度・政策分野における位置づけに関して検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(2) 模倣品・海賊版対策の強化						
115	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。			
116	インターネット上の海賊版の提供者を特定しやすくし、民事上の責任追及に資するよう、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直しについて検討を行うことに加え、発信者情報の円滑な開示のための情報開示・裁判手続の方策について、国外サーバ等が用いられている場合の訴状の送達等の現状を踏まえ、必要な検討を行う(短期、中期)	総務省 法務省	プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直しについて検討を行うことに加え、情報開示・裁判手続の方策について、国外サーバ等が用いられている場合の訴状の送達等の現状を踏まえ、必要な検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期		
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
117	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		財務省	国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		文部科学省	国内における違法コンテンツ流通防止等に向けた普及啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
		農林水産省	他省庁と連携して啓発活動を実施。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
		経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象としたコピー商品撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。			
118	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について引き続き検討する。(短期)	財務省	個人使用目的を仮装して輸入される模倣品・海賊版について、引き続き、厳正な水際取締りを実施。	引き続き取組を実施。			
		経済産業省	越境電子商取引の進展に伴う模倣品の流入増加へ対応するため、増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者団体と連携を深め、意見交換等を実施し、諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
119	関連の法制度整備の状況も踏まえつつ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識をより一層醸成するため、インターネットを利用して誰もが学べるオンライン学習コンテンツをはじめ著作権教育に資する教材等の開発や、ポータルサイトなどを通じた様々な資料・情報の周知、教職員等を対象とした研修の充実など、効果的な普及啓発を行う。(短期、中期)	文部科学省	著名キャラクター等を活用した著作権啓発動画の作成及びYouTubeにおける広報、著作権啓発用の冊子の作成などを行うとともに、教員向けの講習会等の実施により効果的な普及啓発を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

(3) デジタルアーカイブ社会の実現

120	デジタルアーカイブの構築・共有と利活用の推進のため、その基盤となるジャパンサーチ正式版を公開し本格運用を開始すると同時に、ユーザビリティの向上のために改善改修を継続しつつ、持続可能な運営・運用体制の構築を図る。(短期)	内閣府	国立国会図書館や関係府省の協力を得て、ジャパンサーチ正式版を公開する。並行してジャパンサーチを長期に渡り維持できる体制について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館	内閣府をはじめ関係府省の協力を得てジャパンサーチ正式版を公開し、システムの運用保守を行う。並行してジャパンサーチを長期に渡り維持できる体制の議論に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	ジャパンサーチ正式版の公開と長期に渡り維持できる体制の議論に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
121	ジャパンサーチの広報及びデジタルアーカイブの利活用促進のために、産学官フォーラム等を通して、利活用者側と構築側の情報共有や意見交換を行う。(短期)	内閣府	国立国会図書館や関係府省の協力を得て、フォーラム等のイベントやその他広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館	フォーラム等のイベントやその他広報活動の実施に協力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省				
122	関係府省と連携しながら、利活用モデルの創出、つなぎ役の役割や支援策、地域アーカイブとの連携、法的規制との調和、多言語化対応等、利活用機会の拡大および課題について検討を行う。(短期、中期)	内閣府	分野を横断した関係者による委員会やテーマに特化した検討会を開催し、デジタルアーカイブ構築や利活用促進に係る残された課題を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		国立国会図書館				
		関係府省				
123	東京2020大会の開催に向けて、日本文化の海外発信強化のため、日本遺産を構成する文化資源や、国宝・重要文化財以外の地域文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	文化遺産オンラインの画像掲載率の向上を図るため、画像の収集を進めるとともに、国指定等文化財の英訳を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		関係府省	デジタルアーカイブを海外に発信するため、データの集約、画像掲載率の向上、多言語化等の利活用に資する取組推進策について継続して検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期		
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
124	メディア芸術作品の保存・活用に必要 な基盤となる所蔵情報等の運用・ 活用の推進および、各研究機関等 におけるメディア芸術作品のアーカ イブ化の推進により、情報拠点の構 築を支援する。(短期)	文部科学省	優れた作品や散逸、劣化の可能性が高いメ ディア芸術作品の保存やその活用を図るため、各 研究機関におけるアーカイブ化に係る取組み への支援を行うとともに、メディア芸術作品を保 存・活用するために必要な基盤となる作品の所 蔵情報等の整備・運用を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
125	マンガ、アニメ及びゲーム等のメ ディア芸術の情報拠点等の整備を進 め、デジタルアーカイブジャパンとも 連携したコンテンツ発信の場を創出 し、ユーザの相互誘導を推進する。 (短期、中期)	文部科学省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の 情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブ ジャパンとも連携を行いマンガ・アニメ・ゲーム 等のコンテンツ発信及び利活用促進のための 検討を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		関係府省	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の 情報拠点等が実施する施策につき継続して協 力。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。			
126	全国の大学等研究機関の人文 学術情報の集約を継続し、人文 学分野のつなぎ役としてジャ パンサーチとの連携を促進す る。(短期、中期)	文部科学省	全国の大学等研究機関の人文 学術情報の発信機会を提供す るため、人文学分野のつなぎ 役としてジャパンサーチとの 連携を進め、適切な対応を 実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を図りつつ、ジャ パンサーチとの連携を強化。			
127	絶版等により入手困難な資料 をはじめ、図書館等が保有す る資料へのアクセスを容易化 するため、図書館等に関する 権利制限規定をデジタル化・ ネットワーク化に対応したも のとするについて、研究目的 の権利制限規定の創設と併 せて、権利者の利益保護に 十分に配慮しつつ、検討を進 め、結論を得て、必要な措 置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ ネットワーク化に対応したものとすることにつ いては、2020年度内早期に文化審議会で検討 を開始し、2020年度内に一定の結論で、法案 の提出等の措置を講ずる。 研究目的の権利制限規定の創設については、 2019年度に実施した調査研究の結果を踏ま え、更なる検討等を行う。	左記の結論を踏まえ、更に必要な検討・取組を実施。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
(4) ロケ撮影環境改善等を通じた国内外の映像作品支援						
128	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期、中期)	外務省	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想、アジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等芸術文化分野の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を推進。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
129	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、日中映画共同製作協定の一層の活用やイタリアとの国際共同製作協定締結に向けた交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施する。(短期、中期)	外務省	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。 我が国と相手国との国際共同製作映画について、大規模な共同製作に対応するため、補助上限額の引き上げや、複数年度に亘る助成について柔軟な対応を図るとともに、引き続き映画による国際文化交流の推進及び海外における上映機会の確保を図る。また、2018年に発効した日中映画共同製作協定に基づく共同製作の一層の促進、イタリアとの国際共同製作協定締結に向けた交渉を含め、更なる国際共同製作を促すための基盤整備を行う。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
130	日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取り組みを強化する。 (短期、中期)	文部科学省	日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取り組みを強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
131	ロケ誘致及びロケ撮影の円滑化及び促進のため、FC、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたガイドラインを策定し、関係者間での浸透や相互理解を進める。また、国内各地のロケ地情報を集約し、各地のFCを紹介するとともに、許認可等手続の共有、国内外への発信を更に強化する。さらに、実績を有するFCを中心にブロック単位でのFC間連携を推進し、ノウハウ等の共有を図る。(短期、中期)	内閣府	FC、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたガイドラインを策定し、関係者間での浸透や相互理解を進める。また、国内各地のロケ地情報を集約し、各地のFCを紹介するとともに、許認可等手続の共有、国内外への発信を更に強化する。さらに、実績を有するFCを中心にブロック単位でのFC間連携を推進し、ノウハウ等の共有を図る。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		警察庁				
		総務省				
		文部科学省				
		国土交通省				
132	文化的・経済的インパクトを有する大型映像作品のロケ誘致に関する実証調査として、ロケ撮影実施による効果検証を行い、ロケ誘致に際しての財政支援策の構築を視野に入れた検討を進める。また、地方へのロケ誘致を通じ、FCの機能強化や地域内・地域間連携等の促進によるロケ撮影環境の更なる改善と地域のPR力の拡大を図る。(短期、中期)	内閣府	文化的・経済的インパクトを有する大型映像作品のロケ誘致に関する実証調査として、ロケ撮影実施による効果検証を行い、ロケ誘致に際しての財政支援策の構築を視野に入れた検討を進める。また、地方へのロケ誘致を通じ、FCの機能強化や地域内・地域間連携等の促進によるロケ撮影環境の更なる改善と地域のPR力の拡大を図る。		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		総務省				
		文部科学省				
		経済産業省				
		国土交通省				

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す						
①創造性の涵養・尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。(短期、中期)	内閣府	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校等において実証授業を行うとともに、秀逸な教材等の提供が促進される仕組みを検討し整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	小・中・高等学校における実証授業で使用するための、知財創造教育に活用できる教材の提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
2	知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制(地域コンソーシアム)の構築に向けた取組を行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項3に記載			
3	教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項5に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4	新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。(短期、中期)	文部科学省	新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において、新学習指導要領の趣旨を周知。	引き続き、左記の取組を実施。		
5	「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けて、ICTを基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、先端技術の具体的な活用場面の整理や事例の収集を行う。(短期、中期)	文部科学省	「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」において先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、当該まとめを踏まえて必要な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえて必要な取組を実施。		
6	「未来の教室」プロジェクトにおいて、第4次産業革命・Society5.0の時代に必要な「創造的な課題発見・解決力」を育成すべく、①EdTechを活用した「学びの個別最適化」の実現、②文理融合・課題解決型のSTEAM教育の実現に向けた取組を推進し、産学連携・地域連携のSTEAM教育の事例の構築や収集を行うほか、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築する。(短期、中期)	経済産業省	①AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や利用促進等を通じ、学びの個別最適化の実現に向けた取組を実施。	内容を随時充実するとともに、全国へ展開。		
			②STEAM教育について、産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランを提示、グローバルな社会課題を題材にした、産学連携STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築。			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
9	異能vationにおいて、地域における尖った才能を発掘する取組を強化し、その活躍を地球規模で発信するための仕組みを構築する。(短期)	総務省	ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな技術課題に挑戦する独創的な尖った人材を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
10	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項119に記載			
②ベンチャーを後押しする仕組み						
11	スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項18に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
12	政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進するため、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)の実践のほか、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」の実施及び「トライアル発注制度の活用」等の推進を図る。(短期、中期)	内閣府	「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)を踏まえた各府省庁の取組を促す。更に、地方自治体による「トライアル発注制度の活用」等の推進に向けて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
13	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数や応募期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)	経済産業省	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、支援期間を2019年度の3か月から5か月に延長して充実した支援を受けられるようにし、またプログラム成果に関する事例集等の作成や周知を行うことで、ベンチャーエコシステムにおける知財戦略の構築等を一層支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
14	ベンチャー企業向けの知財ポータルサイトを活用した情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。(短期、中期)	経済産業省	ウェブポータルサイトやイベントを通じて、ベンチャーエコシステム関係者に知財コンテンツの発信や知財啓発を行い、知財専門家向けにはスタートアップ支援に必要な情報を提供し、また、ベンチャーエコシステムの関係者と知財関係者とを結びつける場を提供するなど、エコシステム活性化を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
15	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を踏まえたライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得促進や、ギャップファンドによる支援等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の手続きを促進する。(短期、中期)	文部科学省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を大学等へ周知。研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部として創設した概念実証のためのギャップファンド等により支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」(2019年5月経済産業省)を踏まえて、ライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
16	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。(短期、中期)	経済産業省	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外展示会への出展等により海外でのビジネスマッチングを支援する補助事業を通じ、ベンチャー企業の海外展開を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
17	大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を行い、大学、中小企業、ベンチャー企業等が知財情報を活用することができる仕組みについて検討する。(短期、中期)	経済産業省	大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
③地方・中小の知財戦略強化支援						
18	中小企業や中小企業を支援する金融機関等が経営デザインシートやその考え方を活用できるよう支援する(4.(2)①参照)。(短期、中期)	内閣府 経済産業省 金融庁	「知的財産推進計画2019」4.(2)①参照			
19	知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、新たに、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。(短期、中期)	経済産業省 金融庁	「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催等、知財金融促進のための包括的な取組を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
20	在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、ハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、日本企業の営業秘密管理体制整備を支援し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的とする事業を実施する。(短期、中期)	経済産業省	海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
21	産業競争力強化法に基づく、経営リソースに限りがある中小企業に対する技術情報等の管理に関する指導助言業務の実施及び技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の活用により、中小企業の技術情報等の管理体制の底上げを図る。また、中小企業における技術情報等の管理体制構築及び認証の取得等を支援するための専門家派遣事業を実施する。(短期、中期)	経済産業省	広く中小企業の技術情報等の適切な管理を促していくため、説明会等により技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の周知を図るとともに、専門家派遣事業を実施することで、中小企業の認証取得を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
22	「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期)	公正取引委員会	知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。			
		経済産業省	下請ガイドラインや事例集の周知を徹底して行い、浸透を図る。知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
23	地域未来牽引企業等に対して、これまでの標準化事例集を作成・普及したり、パートナーシップ機関に対する説明機会の充実と取り組みの好事例の横展開などを図る。(短期、中期)	経済産業省	地域未来牽引企業等が、標準化の認識をより一層深めかつ出口戦略の1つとして活用してもらうために、各地方のセミナーや地域未来牽引企業メルマガで、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
24	日ごろから地域・中小企業と繋がりのある弁理士に対する標準化に関する研修を、日本弁理士会を通じて提供することや、知財及び標準活動の相談窓口をもつ工業所有権情報・研修館(INPIT)と日本規格協会(JSA)との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境を整備する。(短期、中期)	経済産業省	日本弁理士会を通じて、日頃から地域・中小企業とつながりがあり、知財の専門家でもある弁理士向けに、標準関連業務に関する研修カリキュラムを実施することや、標準化活用支援パートナーシップ制度や各種セミナー・研修等におけるINPIT、JSAその他の機関の連携等を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を更に後押しする環境を整備していく。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
④知財創造保護基盤の強化						
25	本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)及び損害賠償額算定方法について、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討する。また、画像及び建築物を保護対象に加える等の意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知を行う。(短期)	経済産業省	令和元年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、知財訴訟制度の見直しについて、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討。	検討結果に応じ、適切な措置を実施。		
26	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備する。(短期、中期)	経済産業省	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
27	近年、商標出願件数の大幅増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。(短期、中期)	経済産業省	商標審査官の定員増加、調査員の増員、及び、昨年度から開始した調査事業の着実な実施により、審査処理の促進を図る。	左記の対応結果を踏まえ、引き続き、商標審査の迅速化に必要な商標審査体制の強化を行う。		
28	訪問先企業の技術を担当する審査官が外国企業を訪問し実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握する。(短期、中期)	経済産業省	実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握するため、当該外国企業の技術を担当する審査官が意見交換を実施。	左記の試行状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
29	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設け、外国における紛争解決インフラの取組の動向等をも踏まえつつ、継続的な実務協議を通じて経済界等の利用者ニーズの的確な把握に努め、紛争解決インフラの一層の充実・強化に向けた検討を進める。(短期、中期)	法務省	知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設けて、実務協議を継続開催し、利用者ニーズの的確な把握に努め、必要な検討を進める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
30	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施する。(短期、中期)	法務省 関係府省	知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が開始した調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
31	我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。(短期、中期)	法務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項54に記載			
32	我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正・法体系の情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。(短期、中期)	法務省	我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正概要情報等の迅速な提供を行うとともに、ユーザーの声を踏まえた利便性の高い利用環境の整備(AIの活用の検討等を含む。)を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期		
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
33	知財訴訟を始め、我が国における民事訴訟手続等のIT化に向けて、訴訟記録の全面電子化、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にすることなど、民事訴訟手続等のIT化の実現のための制度的検討を進め、2019年度中の法制審議会への諮問を目指し、具体的検討を引き続き進める。 (短期、中期)	法務省	迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、関係者の利便性が向上することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなどの民事訴訟手続等のIT化について、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会における検討を進める。	左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。			
34	大学や研究機関による適正なアプローチに基づく外国企業との連携を促進しつつ、意図せざる技術流出やレピュテーションリスクを防ぐ観点から、関連法令遵守及びリスクマネジメントに関する「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を2019年度中に策定し、その周知に努める。 (短期、中期)	内閣府	「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」(2019年度策定)について周知に努めるとともに、必要に応じて見直しを検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		文部科学省	2019年6月に内閣府において策定した、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」の周知に努める。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			
		経済産業省	2019年6月に内閣府において策定した、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」の周知に努める。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。			

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
35	大学や研究機関における技術情報等に関する安全保障貿易管理を徹底するため、意識啓発や自主的な内部管理体制の構築支援に取り組むとともに、安定的な運用を継続するための管理部門の充実を図る。(短期、中期)	内閣官房 内閣府 経済産業省 文部科学省 関係府省	統合イノベーション戦略において検討。			
36	開発成果の技術を適切に管理する必要がある政府の研究開発事業について、開発主体に求められる管理手法と執行機関の事業運営の在り方の方針を検討する。(短期、中期)	内閣官房 内閣府 関係府省	統合イノベーション戦略において検討。			
37	我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、引き続き海外への品種登録出願への支援や侵害対応への支援を行うとともに、優良品種の持続的な利用を可能とする観点から、国内外での植物新品種の保護の在り方について、広く関係者の意見を聴いた上で、制度的な手当ても含め検討する。(短期、中期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項29に記載			

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
38	和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。(短期、中期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項31に記載			
39	「農林水産省知的財産戦略2020」が定める戦略の実施期間である2019年度を迎えるにあたり、農業分野における新たな知財戦略の策定に向けた検討に着手する。(短期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項27に記載			
⑤模倣品・海賊版対策の強化						
40	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項115に記載			
		警察庁				
		総務省				
		法務省				
		文部科学省				
		経済産業省				

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
41	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁 消費者庁 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項117に記載			
42	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。(短期)	財務省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項118に記載			
再掲	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期、中期)	文部科学省	10に記載(工程表「知的財産推進計画2020」重点事項119に記載)			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
①オープンイノベーションの促進						
43	様々な個人によって思い描かれた未来の社会で実現したいような夢や価値観が、それに共感する各主体との融合を通じて実現され、結果として社会に大きなインパクトを与える実質的なオープンイノベーションを加速するため、知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及と実践を図る。(短期、中期)	内閣府	知的財産戦略本部に設置した価値共創タスクフォースの報告書で打ち出された考え方の普及・実践を、2019年度に実施した調査の結果も参考に推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
44	官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを検討する。(短期、中期)	経済産業省	官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する仕組みを引き続き検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
45	多様性を生かした非連続イノベーションの創出を目指し、産業技術総合研究所において領域を超えた「インクルーシブ研究開発推進チーム(仮称)」の設置を検討する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項43に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
46	個人の主体性を柱とする価値共創タスクフォースの考え方も活用し、イノベーション経営を資本市場が評価できる仕組みの検討や大企業のスタートアップ企業に対する経営資源の活用促進など、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を検討する。(短期、中期)	経済産業省	イノベーション経営銘柄の選定基準を策定し、同銘柄企業を選定。	イノベーション銘柄の選定を継続し、イノベーション経営の普及啓発を進展。		
47	大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、今年中に検討する。(短期、中期)	内閣府	大型共同研究開発を効果的に行うための制度整備。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を推進。		
48	大学の研究成果の効果的な技術移転活動を実践しているTLO、産業界、大学のネットワーク強化に向けて、イノベーションマネジメントハブの構築を図るための事業を推進する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項14に記載			
49	大学のイノベーションの拠点化等に資するものとして、研究推進・研究経営を担うリサーチ・アドミニストレーターの質保証を図るため、その実務能力に関する認定制度の構築に向け、関係団体とともに検討を進める。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項15に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
50	企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中的なマネジメント体制の構築(オープンイノベーション機構)、非競争領域における複数企業との共同研究等(OPERA)の推進により、オープンイノベーションの最大化に向けた大学における体制整備等を推進する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項16に記載			
②知的資産プラットフォーム						
51	試行実証の状況も踏まえつつ、SDGsのプラットフォームについて、G20やTICAD等の国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、SDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進する。(短期、中期)	内閣府(科技) 内閣府(知財) 経済産業省 外務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項45、46に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
③データ・AI等の適切な知活用促進に向けた制度・ルール作り						
52	情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を継続する。(短期、長期)	総務省	情報信託機能の認定スキームに関する指針の継続的な見直し、本指針に基づく民間団体による認定の推進や官民が連携した実証実験の実施等による情報銀行の実装に向けた取組を行う。	必要な支援策や指針の見直し等について、実証実験の結果等を踏まえて検討。		
		経済産業省	情報信託機能の認定スキームに関する指針の運用の促進や見直し等による情報銀行の実装の検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
53	国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの英訳の発信、法令改正に即した内容のアップデート、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を行う。(短期、中期)	経済産業省	国内・国外のデータ利活用促進に向け、AI・データ契約ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施するとともに、英訳の普及、技術や法制度の変化に伴う改訂、モデル契約類型の充実、ユースケース事例の多様化、セミナー等を通じた普及啓発活動等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
54	2019年1月に公表したAI関連技術に関する特許審査事例について、説明会や国際会議等を通じて、国内外での普及を図る。(短期、中期)	経済産業省	AI関連発明について、適切に保護が図られるよう、進歩性、記載要件等の観点を含めた特許審査事例について、国内外での説明会や、国際会議等を通じてユーザーに広く周知。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
55	OSSを安全に活用するためのOSSの選定及び活用の枠組みについての検討等を通じて、OSSの活用に対する意識向上に取り組む。(短期)	経済産業省	産業サイバーセキュリティ研究会WG1の下に設置したOSSを含むソフトウェア管理の在り方を検討するタスクフォースにおいて、OSSを安全に活用するための枠組みについて検討。	左記タスクフォースでの検討を引き続き実施し、官民で取り組むべき事項を取りまとめ、その実施に取り組む。		

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
56	一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータを共有・連携することにより生産性を向上させる取組に用いられる設備等への投資に対する税制措置等の支援や、更なるセキュリティの確認を受けたデータ共有事業者が、国や独立行政法人等に対し、データ提供を要請できる手続を生産性向上特別措置法(2018年6月施行)により整備。今後も同制度の周知・普及を行うとともに、必要な措置を検討する。(短期、中期)	総務省	2019年度の実績等を踏まえ、制度の活用促進に向けて認定事例の紹介や周知・広報を引き続き行うとともに、認定事業者へのフォローアップ等を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	2019年度の実績等を踏まえ、制度の活用促進に向けて認定事例の紹介や周知・広報を引き続き行うとともに、認定事業者へのフォローアップ等を着実に実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
57	2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期)	文部科学省	2018年の著作権法の改正に伴い、柔軟な権利制限規定の整備については、2019年10月に策定・公表した「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」等を通じた普及・啓発などを実施。教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については、令和2年4月の早期施行に伴い、教育関係者及び権利者等により策定したガイドラインの周知等を行うとともに、令和3年度からの制度の本格実施に向け適切な運用環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
58	研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	写り込みに係る権利制限規定の拡充については、令和2年通常国会に提出した著作権改正案の中に盛り込んでいる。研究目的の権利制限規定の創設については、2019年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、更に必要な検討・取組を実施。		
59	政策と結びついた標準の活用の深化に対応するため、公的機関等を活用して、分野に捕らわれず横断的に標準化活動に取り組むことができる組織体制の構築について検討を行う。(短期、中期)	経済産業省	IoT等の業種横断的な分野も含め、研究開発の初期段階から標準化活動を一体的に実施すべく、産総研において、標準専門家による研究者向け支援の充実や、研究領域に係る外部からの標準化相談の受付機能の強化等を行うため、2020年度前半に「標準化推進センター」を設置。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
60	事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化する。(短期、中期)	総務省	事業者・分野毎に存在する様々なIoTデバイスが接続されるプラットフォームの相互連携により、多様な事業者の技術やサービスを結びつけ、新たな付加価値の創出に寄与するため、プラットフォーム間連携技術の確立と相互接続検証を行うとともに、国際標準化に向けた取組を強化。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
61	データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準の提案を検討する。(短期、中期)	経済産業省	定期的な国際標準化会合への対応や情報収集、国内のAI関係学会、団体及び国研等との連携を実施し、データ品質の担保を含む、AIのライフサイクル、及びAIの品質保証に関する国際標準に対する取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		
62	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康確保に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、がんゲノム情報・AI開発基盤に必要なデータの収集・利活用等に関するサービスの提供に向け着実に取組む。さらに、厚生労働省において、今夏に策定予定の2020年度以降の工程表等に基づいて取組を進める。(短期、中期)	厚生労働省	データヘルス改革を着実に推進するため、国民の健康寿命延伸等に向けた健康・医療・介護のビッグデータ連結・活用や、ゲノム医療・AI活用の推進等に向け、2025年度までの工程表に沿って取組を推進。			
63	健康・医療分野において、健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示すとともに、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表する。(短期)	厚生労働省	健診情報にかかるデータ提供や利活用に関する健診実施機関との委託契約の条項例を令和2年度に示す予定。 NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供に向けて、提供にかかる審査基準・手続き等を検討し、ガイドラインとして公表。			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
64	次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。(短期、中期)	内閣府	次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。			左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省				
		厚生労働省				
		経済産業省				
65	農業データ連携基盤の機能を、農産物の生産から、加工・流通・販売・消費までデータの相互活用が可能となるよう強化・拡張し、フードチェーン全体でデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンを構築する。また、異なるITシステム間でデータの形式や用語等の統一化によって農業情報の相互運用性・可搬性を確保するため、農作物名・農作業名等の標準化を推進する。(短期、中期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項37に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
66	2018年12月に策定された農業分野におけるデータ契約ガイドラインを踏まえ、熟練農業者等の技術・ノウハウの流出防止を図りつつ、農業AIサービス等の利用を促進するため、その利用に関する契約の実態や農業分野の特殊性について現地調査等を通じて分析を行い検討し、それらの利用に関する契約の考え方や契約雛形を内容とするガイドラインを策定する。(短期、中期)	農林水産省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項28に記載			
④デジタルアーカイブ社会の実現						
67	デジタルアーカイブの構築・利活用の推進や連携を図るため、また、ジャパンサーチの本格公開に向けた機運醸成を図るため、産学官の関係者を一堂に集めたフォーラムを開催し、情報共有、意見交換を行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項121に記載			
		国立国会図書館				
		関係府省				
68	関係省庁と連携しながら、デジタルアーカイブの利活用モデルの検討や課題の整理、長期利用保証の在り方の検討、つなぎ役の役割や分担の明確化、ジャパンサーチ本格公開後の運営体制などの検討を行う。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項120、122に記載			
		国立国会図書館				
		関係府省				

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
69	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年の大阪万博に向けて、デジタルアーカイブを海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項123に記載			
		関係府省				
70	メディア芸術作品の保存・活用に必要な基盤となる所蔵情報等の運用・活用、各研究機関等におけるメディア芸術作品のアーカイブ化を推進することにより情報拠点の構築を支援する。(短期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項124に記載			
71	マンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備を進め、デジタルアーカイブジャパンとも連携したコンテンツ発信の場とする。(短期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項125に記載			
		関係府省				
72	全国の大学等研究機関の人文科学情報を集約し、人文科学分野のつなぎ役としてジャパンサーチとの連携を行う。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項126に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
①各主体による価値のデザインを慫慂						
73	経営デザインシートの普及・定着の担い手の組織化を含め、同シートの作成が民間における取組として定着するための検討を知的財産戦略本部の下に設置された検討体で行い、その実現に必要な取組を推進する。(短期、中期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項48に記載			
74	経営デザインシートを、企業におけるガバナンスの向上に向けた取組み、金融機関における事業性評価、及び中小企業における経営革新や経営支援に活用するよう促す。(短期、中期)	経済産業省	経営デザインシートの活用を促すため、グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の普及・周知を図るとともに、事業承継関連のセミナー等において、経営デザインシートの周知・広報を図る。			
		金融庁	金融機関における事業性評価の取組において、経営デザインシートの活用を促進。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。		
75	金融機関に対して、知財を経営に活かすための具体的なアドバイスをする「知財ビジネス提案書」とともに、経営デザインシートやその考え方の普及啓発を行う。(短期、中期)	経済産業省	金融機関に対して、「知財ビジネス提案書」、経営デザインシート等の普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
76	知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介し、将来の企業価値向上に気付きを与える。(短期、中期)	経済産業省	知財総合支援窓口の利用者のニーズに応じて、経営デザインシートやその考え方を紹介。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
77	企業における経営デザインを後押しするため、経営デザインシートの考え方も活用し、ビジネスデザインが可能な人材と中小企業とのマッチングのための取組を進め、デザインされた経営の推進を支援する(短期、中期)	経済産業省	中小企業支援機関が、経営デザインシートの考え方を普及啓発。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
78	デザイン経営を取り入れて成功している企業の具体的な事例について取りまとめた事例集を作成し、経営者に対してデザイン経営の導入を促進するための普及啓発を行うと共に、地域中小企業のデザイン経営を促進するため、地域のデザイナーを含む中小企業支援者等の育成を行う。(短期、中期)	経済産業省	デザイン経営の事例集やデザイン経営に係る人材育成支援事業の成果を普及すると共に、デザイン経営のさらなる促進策を検討。	左記の取組状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
②クリエイション・エコシステムの構築						
79	一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)と連携しつつ、放送局、自治体、産業界等の連合で、地域の魅力を発信する放送コンテンツを海外の放送局と共同制作し、海外で放送する取組を支援することにより、地域へのインバウンドの拡大、地域産業の海外展開の促進、及びこれらを通じた地方創生を図る。(短期、中期)	総務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項106に記載			
80	商業ベースでは日本コンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のドラマ・アニメ・ドキュメンタリー・映画等を無償で提供し、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。(短期、中期)	外務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項107に記載			
81	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開することにより、地域活性化及び地方への誘客を図るとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項86に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
82	アニメーション分野における若手クリエイター育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じ、OJTによる育成を支援するとともに、制作作品による上映会などの発表機会の提供を引き続き実施する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項104に記載			
83	ワークショップや実際の映画作品の制作を通して、若手映画作家等に映画制作に必要な技術・知識の習得機会を提供することによって若手映画作家の育成を図るとともに、映画製作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れの支援を行う。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項105に記載			
84	増大する海外需要の獲得による市場規模拡大を通じて日本のコンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムを構築するため、制作規模の拡大に資する資金調達手法の多様化を促進するコンテンツの企画・開発や海外プロモーションの取組に対して支援を実施する。(短期、中期)	経済産業省	日本発のコンテンツの海外展開促進に向けた資金調達手法の多様化、特に若手人材による国際的な資金調達への挑戦を促すことを目的に、本格的な制作に必要な資金を調達するためのピッチにおいて活用する映像の制作等への支援、若手人材が率いるプロジェクトにおける、資金調達のためのピッチに向けた研修、ピッチ映像制作等への支援を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
85	コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等の実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るをとともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項111に記載			
86	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期、中期)	総務省 文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項109に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
87	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省 内閣府 総務省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項110に記載			
88	日本発の良質な映像コンテンツをグローバルに流通させられる持続可能な業界構造への転換を図るため、デジタル技術を活用した映像コンテンツ制作プロセスの導入等によるサプライチェーン全体の生産性向上を支援する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項102に記載			
89	デジタル・コンテンツとフィジカルな体験との融合や消費者との相互作用等を取り入れた新たなコンテンツの市場を創出するため、先進的なデジタル・コンテンツの開発・制作を支援する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項112に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
90	海外展開に資する大規模なコンテンツ製作を促進する投融資を喚起するため、コンテンツ制作におけるリスクの定量化や工程・経理の透明化を図る仕組みを整備する。(短期、中期)	経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項103に記載			
91	eスポーツ産業の健全な発展のため、競技大会のガバナンスのあり方について検討する。(短期、中期)	関係府省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項114に記載			
③国内外の撮影環境改善等を通じた映像作品支援						
92	日本映画への興味・関心を喚起し、各国での認知度を向上させるため、国際交流事業として、国際交流基金アジアセンターが行う「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」等において、東京国際映画祭でのアジア映画の上映、アジア・パシフィック・ゲートウェイの構想等を通じたアジアへの日本映画の紹介、映画人の招へい等の事業の実施を通じて、アジアとの双方向の文化交流やネットワーク形成等を進める。(短期、中期)	外務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項128に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
93	映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インドをはじめとした海外における日本映画祭の開催等継続的な日本映画の上映機会の確保を図る。また、中国との国際共同製作協定の実施を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。(短期、中期)	外務省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項129に記載			
94	日本映画の支援について、中小制作会社・クリエイターが生み出す優れた映像の支援の強化を一層図るため、企画開発支援や大規模作品への支援など既存の支援制度のメニューの多様化を検討する。また、複数年度に亘る支援や、申請書類の簡素化などの制度改善を図る。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項130に記載			
95	映画の撮影促進と創造活動の活性化を図るため、ロケ撮影に関する許認可手続きの共有や、我が国各地のロケ地情報を集約し、各地域のフィルムコミッションを紹介するとともに、国内外への発信をさらに強化する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項131に記載			

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
96	文化的・経済的インパクトを有する外国映画のロケーション誘致に関する実証調査を行い、ロケ撮影実施による直接的な経済効果のほか、映像公開による観光誘客、地域コミュニティ形成等、地域経済振興への効果検証を行う。(短期)	内閣府	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項132に記載			
④クールジャパン戦略の持続的強化						
97	クールジャパンの取組が、多くの人々の協力と連携の下で、その質を高めつつ長期的に継続し発展するための基盤作りを目的として、新たなクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定し、関係省庁が協力して実施する。その中で、クールジャパンの本質を浸透させるための取組、横方向の連携を強化するために多様な人材が共創できるネットワークの整備、日本ファンを創出・活用する枠組み作りなどを行う。(短期、中期)	内閣府 関係府省	クールジャパン戦略(令和元年9月3日知的財産戦略本部決定)に基づき、関係省庁等と連携をしながら、「柔軟性の確保」、「世界の視点」、「持続性の確保」及び「デジタル時代に応じた発信力の強化」を意識しつつ、具体的な分野における取組を推進。	引き続き、左記の取組を実施。		

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
98	「クールジャパン人材育成検討会最終取りまとめ」(2018年3月)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月)に基づき、地域の魅力を発掘・磨き上げ・海外に展開できる人材の育成、外国人材の活用・集積に向けた制度面での取組や協力体制の構築、クールジャパン人材の育成に資する専門職大学制度の運用などを行う。(短期、中期)	内閣府	クールジャパン人材育成検討会最終取りまとめ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づく施策を着実に実行するとともに、関係府省の取組状況をフォローアップ。	引き続き、左記の取組を実施。		
		関係府省	世界の食市場の開拓のため、日本食・食文化の普及を担う海外人材の活用や育成等を実施。 また、日本食・食文化、日本産食材の魅力の海外発信を強化するため、海外における「日本料理の調理技能認定制度」を推進。 調理又は製菓の科目を専攻して専門学校等の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を実施。 上記の他、クールジャパン人材育成検討会最終取りまとめ及び外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に基づく施策を着実に実行。	引き続き、左記の措置に基づく取組を実施。		